

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(1/2)

申請者名 印

工事監理者名 印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	在 来 木 造	2 x 4	S 造	R C 造	丸 太 組			
構造						主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。		
接道						原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。		
住宅の規模						設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たり100㎡以上の床面積のとおりに施工していること。		
戸建型式						一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)		
土台						外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること 耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと 土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること		
換気設備の設置						住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓		
配管設備の点検						(連続建て又は重ね建ての場合) 炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること		
						(共同建ての場合) 給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと		
区画						住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること		
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)						次のいずれかに掲げる基準に適合していること ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること 鉄筋コンクリート造のポイドスラブにあっては、等価厚さが2cm以上であること 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Lj Fmax r-6程度程度の遮音性能を有する構造であること 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)の口のd(相当スラブ厚さが1cm以上)に適合するものであること 評価方法基準8-1の(3)のイのdに掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「L」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア Lが+5dBの場合 同表のい1)に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ Lが0dB又は-5dBの場合 同表のい1)に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値		
住宅の規格						原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること		
断熱構造						次に又はの基準のいずれかに適合していること (「工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(2/2)」を提出してください。)		
						断熱等性能等級4の基準に適合していること 一次エネルギー消費量等級4以上の基準に適合していること		

注1) 表中の「断熱等性能等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成17年法律第8号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級を示しています。
注2) 表中の「一次エネルギー消費量等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級を示しています。

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(2/2)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目	確認内容	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
住宅が断熱等性能等級4に適合していること。	躯体の断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること	
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること	
		屋根又は天井の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること	
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること	
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること	
		鉄筋コンクリート造等の住宅の場合における構造熱橋部の断熱補強	構造熱橋部に断熱補強がされていること	
	開口部の断熱性能等	窓等の仕様	建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること	
		ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること	
	開口部の日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること	
		付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること	
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること	
	結露発生防止対策	繊維系断熱材等を使用する場合	設置されていること(屋根・天井、壁、床)	
通気層の設置		断熱層等がの外気側に通気層が設置されていること		
鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合		断熱材がコンクリート躯体に全面密着されていること		
住宅が一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していること。	躯体の断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること	
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること	
		躯体の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること	
	開口部の断熱性能、日射遮蔽措置等	窓、ドア等の仕様	建具、ドア等の材質及び形状並びにガラスの種類及び構成が所定のとおり施工されていること	
	開口部の日射遮蔽措置	ひさし、軒、付属部材等の状態	ひさし、軒等の形状、寸法等が所定のとおり施工され、付属部材が所定のとおり設置されていること	
	躯体、開口部における省エネ措置	通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること	
		蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること	
	設備機器の設置状況	暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること	
		換気設備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること	
		給湯設備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること	
		照明設備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること	
		エネルギー利用効率化設備	(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること	

- 注1) 表中の「断熱等性能等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成17年法律第8号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級を示しています。
- 注2) 表中の「一次エネルギー消費量等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級を示しています。
- 注3) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。
- 注4) 所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。